

モデルケース 長門太郎さん(45歳)の場合

平成18年

税源移譲前の税額	
住民税額	122,000円
所得税額	189,000円
合計	311,000円



平成19年

税源移譲後の税額	
住民税額	216,500円
所得税額	94,500円
合計	311,000円

長門 太郎さん(45歳) 会社員
妻 花子さん(43歳) 専業主婦
長女 海子さん(17歳) 高校2年
長男 一郎くん(13歳) 中学1年
給与収入 600万円(所得426万円)
社会保険料支払額 60万円

※ 控除：社会保険料60万円(同額) 配偶者控除38万円(33万円) 扶養控除101万円(78万円)
基礎控除38万円(33万円) ()内は住民税
※ 上記の計算は税源移譲のイメージです。定率控除等は含まれていません。

負担増減なし

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

独身者の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	124,000円	64,500円	188,500円	62,000円	126,500円	188,500円	0円
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	160,500円	260,500円	421,000円	0円
700万円	474,000円	307,000円	781,000円	376,500円	404,500円	781,000円	0円

夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	所得税	住民税	合計	所得税	住民税	合計	
300万円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円
500万円	119,000円	76,000円	195,000円	59,500円	135,500円	195,000円	0円
700万円	263,000円	196,000円	459,000円	165,500円	293,500円	459,000円	0円

※ 夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。
※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★ このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることに留意ください。

その他、雑損控除や扶養控除、寄附金控除等さまざまな控除があります。詳しくは市民税係までお気軽にご相談ください。

地震保険料控除(新設)
損害保険料控除を改組し新たに地震保険料控除を設けます。(平成20年度住民税から)地震保険契約にかかる保険料の金額の2分の1に相当する金額(最高2万円5千円)が所得控除されます。なお、平成18年末までに結んだ長期損害保険契約に係る保険料については、改正前の損害保険料控除を適用する経過措置が講じられます。

社会保険料控除
国民年金や国民健康保険、介護保険などで支払われた保険料または共済掛金についての控除があります。支払先から送られる控除証明書をお持ちください。

医療費控除
医師・歯科医師等にかかったときの治療費や、治療に必要な医薬品の購入などが対象となります。(18年中の医療費の合計が「10万円もしくは所得の5%相当額の少ないほうの金額」を越えた場合)申告の際には領収書が必要ですので、対象となるものをきちんと準備しておいてください。

Q 税負担が増えるの?
A ご安心ください。住民税が増えなくても所得税が減るので、あなたの負担額は変わりません。
住民税の税率が一律10%になったことより、国税である所得税の税率構造も見直されます。住民税

が増額になる分、所得税が減額され、さらに人的控除額の差に対応した住民税の減額措置などが講じられますので、税源移譲の前後で納税者の負担合計(住民税+所得税)は変わりません。

節税対策は万全ですか?
所得控除等を申告することで税額を少なくすることができます。書類が必要な場合がありますので、来年2月中旬からの確定申告に備えてください。(確定申告の詳細については2月1日号広報に掲載します)

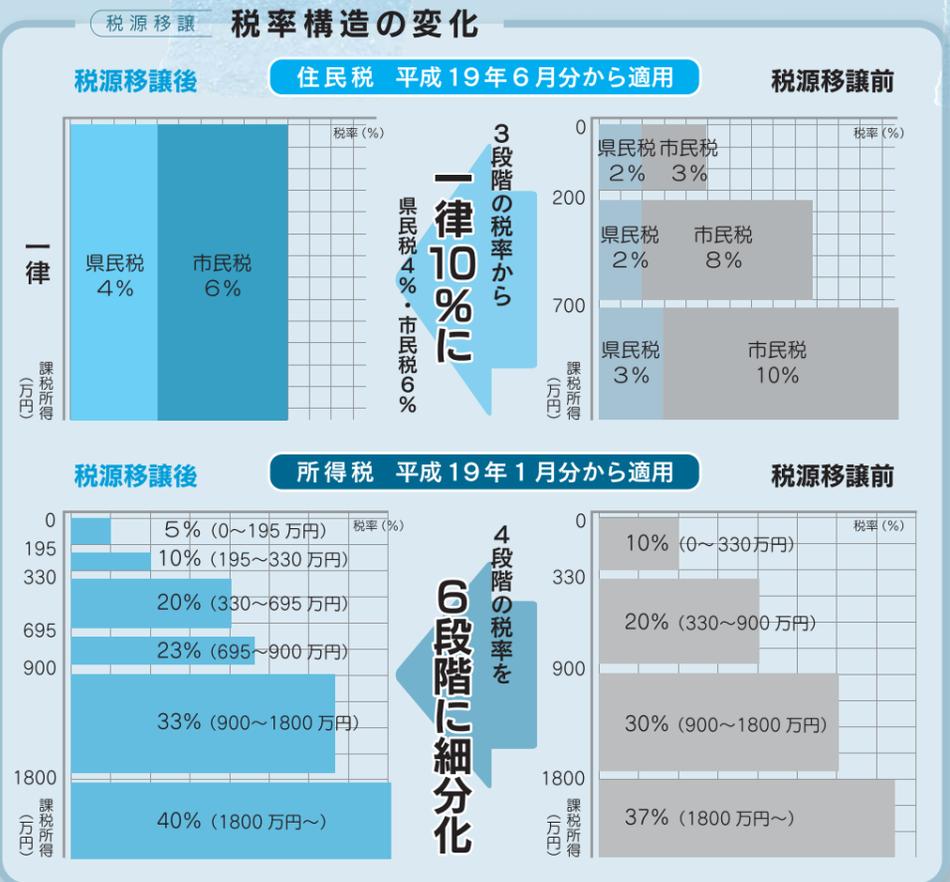
Q なにが変わるの?
A 行政サービスをより効率的に行えるよう、国から地方へ税源の移譲が行われます。
現在、長門市などの地方自治体は、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受け、様々な事業を行っています。それぞれ使途が限定されており、自主性の高い財源ではありません。
このため、国税を減らし国庫補助金を減らす代わりに、地方税で地方自治体が主体的に使える自主財源を増やすこととなります。
これにより、住民はより身近で、より良い行政サービスを受けられるようになります。

Q どのように変わるの?
A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。
住民税の所得割の税率は従来所得に応じて5%、10%、13%の3段階に分かれていましたが、19年から一律10%になります。
課税所得が200万円以下の人については、住民税の税率が5%から10%となるため、住民税が増額になります。その分所得税が減額になりますので、住民税と所得税の合計額は変わりません。

Q どのように変わるの?
A 課税所得
所得額から基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除など各種所得控除額を差し引いたもの

Q どのように変わるの?
A 課税所得が200万円以下の人については、住民税の税率が5%から10%となるため、住民税が増額になります。その分所得税が減額になりますので、住民税と所得税の合計額は変わりません。

Q どのように変わるの?
A 課税所得が200万円以下の人については、住民税の税率が5%から10%となるため、住民税が増額になります。その分所得税が減額になりますので、住民税と所得税の合計額は変わりません。



平成19年から 税源移譲により所得税と住民税の税率が変わります

あなたの住民税が変わります